

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第5号

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市基金条例施行規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

現行		改正案	
第1条（略） （基金の処分） 第2条 条例第8条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。		第1条（略） （基金の処分） 第2条 条例第8条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。	
基金の種類	処分の事由	基金の種類	処分の事由
（略）		（略）	
国民健康保険支払準備基金	<u>国民健康保険事業に要する財源が著しく不足する場合における当該不足額を補うための財源に充てるとき。</u>	国民健康保険支払準備基金	<u>国民健康保険の財政の均衡を保つために必要な財源に充てるとき及び次に掲げる経費の財源に充てるとき。</u> ア 保健事業に要する経費 イ 保険給付費等交付金の返還に要する経費 ウ 国民健康保険事業運営のための機器整備に要する経費

現行		改正案	
			<u>工 国民健康保険</u> <u>事業費納付金の</u> <u>納付に要する経</u> <u>費</u> <u>オ 保険給付に要</u> <u>する経費</u>
(略)		(略)	
第 3 条～第 5 条 (略)		第 3 条～第 5 条 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。